

# 参考資料集



平成26年11月10日



文部科学省  
MEXT

# 目次

1. 検討の背景	3
2. 現行制度	7
3. 高等学校を取り巻く現状	30
4. その他の取組	60
5. 関連規定集	72

# 1. 検討の背景

# 日本再興戦略 -JAPAN is BACK-

(平成25年6月14日閣議決定)

## 第Ⅱ. 3つのアクションプラン

### 一. 日本産業再興プラン

#### 4. 世界最高水準のIT 社会の実現

##### ①ITが「あたりまえ」の時代にふさわしい規制・制度改革

ITやデータを活用したイノベーションにおいて、我が国企業が他国に劣後しないよう、徹底した規制・制度改革を進める。この取組の中で、IT 利活用を推進するための法的措置（IT 利活用を推進するための「基本法」）の必要性についても検討する。

##### ○規制制度改革集中アクションプランの策定

- ・ 「IT 総合戦略本部」において、「規制改革会議」と連携しつつ、対面・書面交付が前提とされているサービスや手続きを含め、IT利活用の裾野拡大の観点から、関連制度（運用解釈が明確でないものを含む。）の精査・検討を行い、本年中を目途に、「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン（仮称）」を策定する。

## 世界最先端IT 国家創造宣言

(平成25年6月14日閣議決定)

## IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化

### 1. 人材育成・教育

#### (2) 国民全体のIT リテラシーの向上

インターネットの普及に加え、スマートフォン等の急速な拡大により、国民全体としてIT に触れる機会が増大していることを踏まえ、IT の利活用により、子供から高齢者まで、そのメリットを享受して豊かに生活を送ることができるよう、情報モラルや情報セキュリティに関する知識を含め、国民全体のIT リテラシーの向上を図る。

このため、子供から学生、社会人、高齢者に至るまで、そのリテラシーの現状も把握しつつ、年代層別に、IT に関する知識を身に付けるための取組を推進する。また、遠隔教育等IT の利活用により、離島を含め全国津々浦々で、全ての国民が地理的・時間的制約を受けることなく自由に学べる環境を整備する。

# IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン（抜粋）

（平成25年12月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

## （テーマ1）対面原則の見直し

対面での説明や役務の提供を原則としている制度について、利用者への多様な選択肢の提供や業務の効率化等の観点から、インターネット等を利用した対面以外の手法も可能となるよう、以下のような制度の見直し等を行う。

項目名	高等学校での遠隔授業の正規授業化
制度の現状	高校での遠隔授業は正規授業として認められていない。
対処方針	文部科学省は、高等学校における遠隔授業の正規授業化に向けて、教育課程の特例措置や関係する事業の成果を活用し、総合的かつ網羅的に実践事例の収集・検証を行うとともに、ITを活用した遠隔教育の有効性や課題及びその対応策について検討を行うための有識者会議を平成26年度早期に立ち上げる。有識者会議においては、平成26年度末までの実践事例の実施状況を踏まえつつ、平成27年度早期に検討状況の中間的な整理を行うとともに、その後のスケジュールについて明確化する。

※高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部は、内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣を構成員としている。

# 中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ

～高校教育の質の確保・向上に向けて～（抄）

（平成26年6月 中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会）

## 第2章 高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的考え方

### 3. 多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応＜多様化への対応＞

#### （2）経済社会の変化等への対応

##### ④ ICT教育の推進

- 情報化の急速な進展に伴い、情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための情報活用能力を育成することが必要である。また、過疎化等が深刻化するとともに、少子化による高校再編が進められる中で、遠隔地からの先進的な教育の実施や特別な支援が必要な生徒へのきめ細やかな対応も含め、ICTや様々なメディアを活用することにより、全日制・定時制課程における生徒の多様な質の高い学びを実現するために効果的な授業の在り方を検討することも必要である。

## 第3章 高校教育の質の確保・向上に向けた施策

### 3. 多様なニーズに対応した教育活動の推進

#### （4）ICT等の活用による学びの機会充実

- ICTの進展を踏まえ、高等学校における新たな教育の在り方の検討を進めていくことは重要であり、ICTの活用による対話型・協働型の新たな学習形態の普及に向けた検討を行うことが必要である。また、全日制課程等において、ICT等を活用した学習効果を高めるための遠隔教育の実施に向けた検討を進めることが必要である。

## 2. 現行制度

# 我が国の高等学校制度

## 課程による区分

全日制	定時制	通信制
通常の課程	夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程	通信による教育を行う課程

## 学年による教育課程の区分

学年制	単位制
学年による教育課程の区分を設け、各学年の課程の修了が必要。	学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる。

## 学科による区分

普通科	専門学科	総合学科
普通教育を主とする学科	職業教育等、専門教育を主とする学科	普通教育と専門教育とを総合的に行う学科

例1: 全日制単位制高等学校(専門学科) 例2: 定時制単位制高等学校(普通科)



## 全日制・定時制課程の高等学校における遠隔教育について

### <現行制度について>

全日制及び定時制の課程の高等学校においては、通学による教育が前提となっている。ただし、以下の場合であって文部科学大臣が認める場合には、現行制度においても、教育課程の特例として、遠隔授業を行うことが可能。

- ① 教育課程に関し改善に資する研究を行うため特に必要がある場合  
(学校教育法施行規則第85条。「研究開発学校」)
- ② 地域の実情に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該高校又は、当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合  
(学校教育法施行規則第85条の2。「教育課程特例校」)
- ③ 不登校生徒など特別の事情を抱える生徒に対し、その実態に配慮した特別の教育課程を編制することが必要な場合  
(学校教育法施行規則第86条)

# 教育研究開発事業（研究開発学校）

（平成25年度予算額：82,842千円の内数）

平成26年度予算額：75,479千円の内数

## 【概要】

教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、研究校を募集・指定し、現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認めることにより、新しい教育課程、指導方法についての研究開発を行う。

教育上の課題、学校教育に対する多様な要請

文部科学省



中央教育審議会  
教育課程部会

募集・指定

企画評価会議

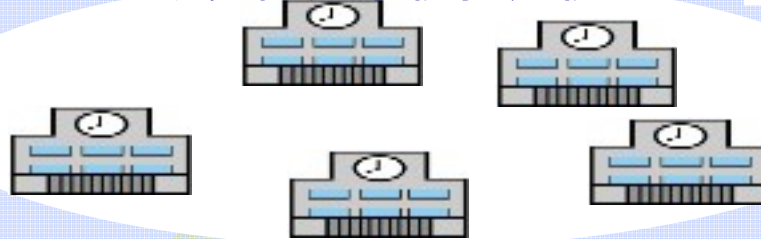
申請のあった研究開発実施計画  
についての審査等

研究成果

教育研究開発協議会

指定校による研究成果の発表

研究開発学校指定校



現行の教育課程の基準によらない実証的研究の実施

学習指導要領等の教育課程の基準の改善

# 教育課程特例校制度

## 【概要】

学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要等が認められる場合に、教育課程特例校として指定し、学習指導要領等の教育課程の基準によらない特別の教育課程の編成・実施を可能とする。

### ① 申請

- ・教育課程特例校の指定を希望する学校の管理機関は、文部科学省に申請書を提出
- ・原則として8月(年1回)

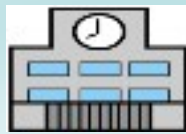
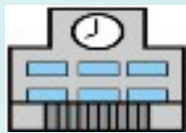
### ② 指定

- ・管理機関から申請のあった特別の教育課程編成・実施計画を審査
- ・教育課程特例校として指定
- 審査基準
  - ・特別の教育課程を編成する必要性が認められること
  - ・教育基本法等の規定に照らして適切であること
  - ・児童生徒への教育上適切な配慮がなされていること等

### ③ 報告

- ・管理機関は、教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況を把握・検証
- ・少なくとも3年に1度、文部科学省に報告

管理機関



教育課程特例校

国立学校：国立大学法人  
公立学校：当該学校を管理する教育委員会  
私立学校：学校法人等

学校又は地域の特色を生かした  
特別の教育課程を編成して教育を実施

# 高等学校の全日制・定時制課程における不登校生徒に対する 通信の方法を用いた教育による単位認定について

## 1. 制度の概要

- 高等学校の全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒を対象として、通信の方法を用いた教育により、36単位を上限として単位認定を行うことを可能とする。
- 上記措置を希望する高等学校を設置する地方公共団体の教育委員会、国立大学法人、学校法人からの申請に基づき、文部科学大臣が、当該高等学校を指定する。

※ 平成16年度に構造改革特区における特例措置として実施されていたが、閣議決定(平成20年4月25日)に基づき平成21年3月に全国化。

## 2. 適用実績

平成26年7月現在における適用実績は以下の4件。

- 平成18年4月～ 仰星学園高等学校(学校法人仰星学園)(福岡県)
- 平成22年4月～ 竹田南高等学校(学校法人稲葉学園)(大分県)
- 平成23年4月～ 旭丘高等学校(学校法人新名学園)(神奈川県)
- 平成23年4月～ 城西高等学校(学校法人日章学園)(鹿児島県)

# 通信制課程における遠隔教育の取扱い (高等学校学習指導要領 平成21年3月文部科学省告示)

## 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準

各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。以下同じ）数の標準は、1単位につき次の表のとおりとするほか、学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものについては。各学校が定めるものとする。

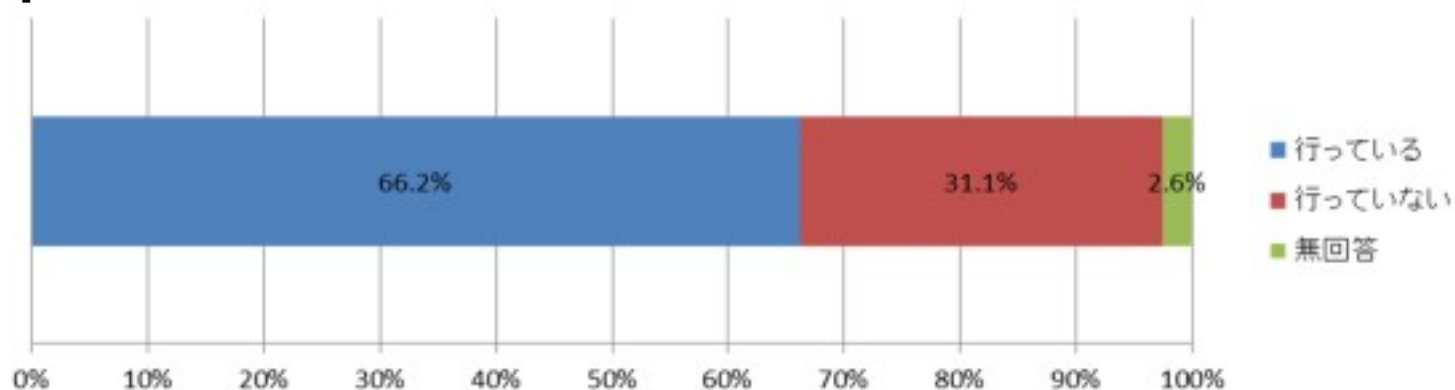
各教科・科目	添削指導(回)	面接指導(単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

## ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除

学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることはできない。

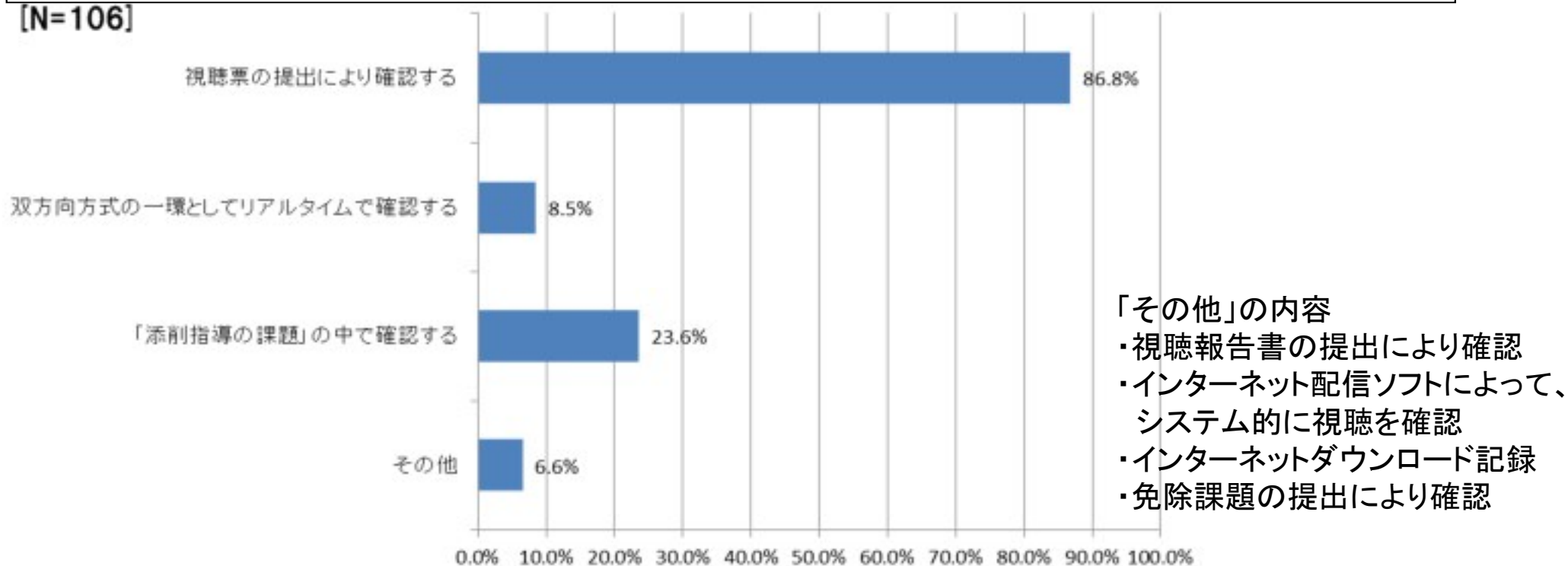
## 通信制高校におけるメディアを利用した面接指導時間の免除(単数回答)

[N=151]



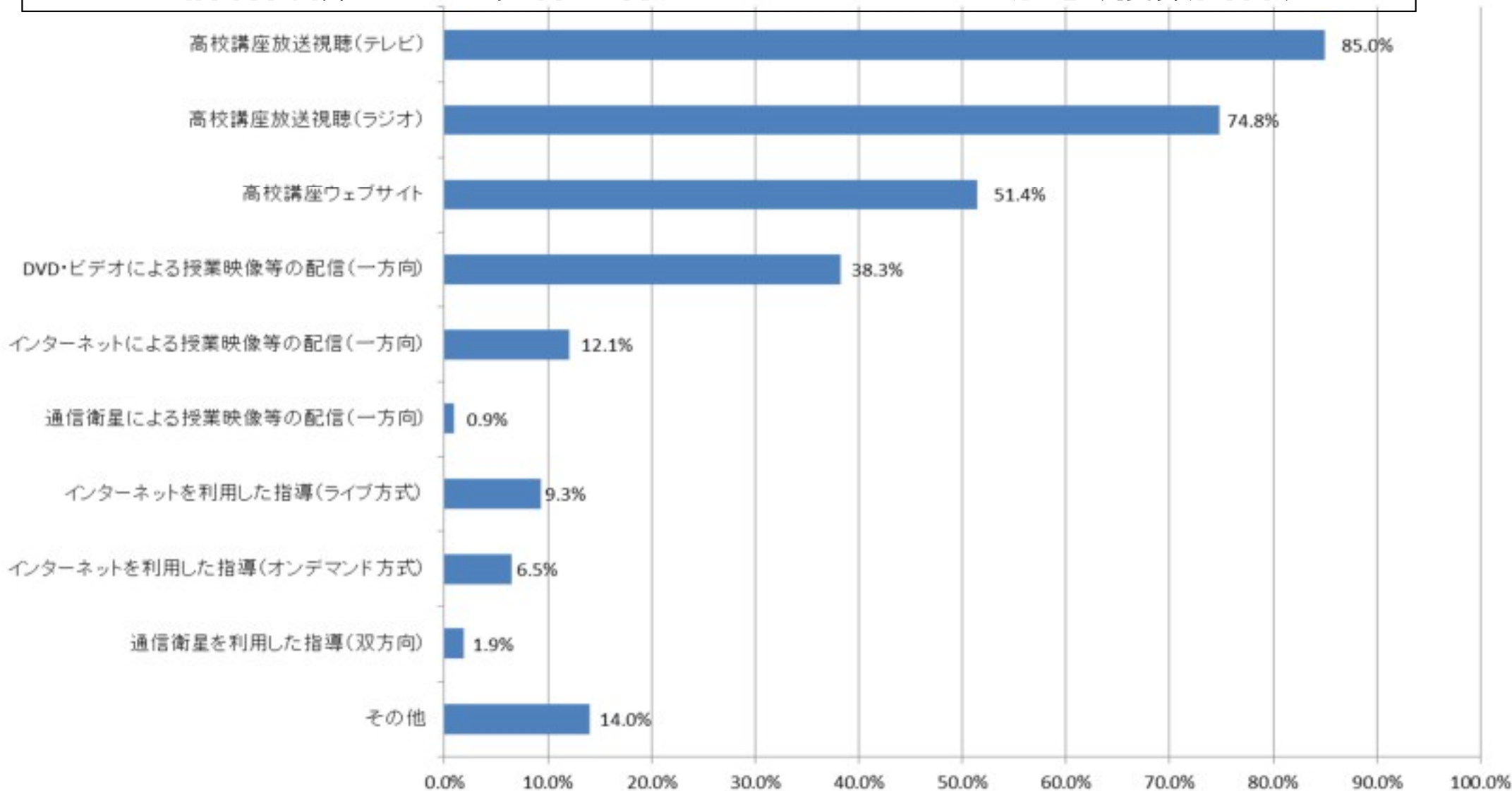
## 通信制高校におけるメディア視聴の確認方法(複数回答)

[N=106]





## 通信制高校における免除に利用しているメディアの形態(複数回答)



### 「その他」の内容

- ・高校講座以外のテレビ・ラジオ番組の確認
- ・講座に準じる内容のあるテレビ番組(芸術等)

出典:平成23年度文部科学省委託事業「定時制課程・通信制課程の在り方に関する調査研究」  
(株式会社三菱総合研究所)

# 総合学科について

## 1 趣旨

「総合学科」は、普通教育を主とする学科である「普通科」、専門教育を主とする学科である「専門学科」に並ぶものとして、平成6年度に創設された、普通教育と専門教育とを総合的に行う学科である。

## 2 教育の特色

(1) 将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習の重視

在学中に自己の進路への自覚を深めることが重要であることから、その動機付けとなるような科目を開設するとともに、生徒の科目選択に対する助言や就業希望者・進学希望者の双方を視野に入れた進路指導などのガイダンス機能を充実させる。

(2) 生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習の重視

生徒の能力・適性・興味・関心等に応じた学習を進めることにより、学ぶ楽しさや成就感を得させながら、学習に対する意欲の形成を図ることが重要である。このため、教育課程の編成に当たっては、幅広く選択科目を開設し、生徒の個性を生かした主体的な選択や、実践的・体験的な学習を重視し、多様な能力・適性等に対応した柔軟な教育を行う。

## 3 開設科目

(1) 原則履修科目「産業社会と人間」

自己の進路への自覚を深めさせるとともに、将来の職業生活の基礎となる知識・技術等を修得させるために、原則としてすべての生徒に履修させる科目

(2) 多様な選択科目の開設

「産業社会と人間」及び専門教育に関する各教科・科目を合わせて25単位以上開設し、生徒が普通教育及び専門教育に関する多様な各教科・科目から主体的に選択履修

## カリキュラムの比較

普通科・専門学科	総合学科
<p>&lt; 必履修科目 &gt; 学習指導要領上、全ての生徒に履修させることとなっている科目 ●国語総合、数学Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅰなど</p>	<p>&lt; 必履修科目 &gt; 同左</p>
<p>&lt; 選択科目 &gt; 学校で選択配列して全ての生徒に履修させる科目及び生徒が選択履修することができる科目</p>	<p>&lt; 原則履修科目 &gt; 総合学科の全ての生徒が原則として学ぶ科目 ●産業社会と人間</p> <p>&lt; 総合選択科目 &gt; 総合学科で開設される多種多様な選択科目（普通科目・専門科目）の中で、生徒の科目選択の参考になるよう、体型性や専門性において関連する科目を科目群（系列）としてまとめて開設するもの。 ●絵画Ⅰ、デザイン基礎、子供の発達と保育など</p> <p>&lt; 自由選択科目 &gt; 総合選択科目以外の選択科目</p>

### 系列とは

興味・関心や能力・適性、卒業後の進路希望に合わせて科目を選択する目安になるように、相互に関連の深い、いくつかの科目をまとめたグループ（科目群）を「系列」と呼ぶ。

例「情報系列」「生活福祉系列」「環境系列」  
「国際ビジネス系列」「ものづくり系列」など



# 教員免許制度の概要①

## ●相当免許主義

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員は、原則として、学校の種類ごとの教員免許状が必要です。  
(中学校又は高等学校の教員は学校の種類及び教科ごとの教員免許状が必要です。)
- 中等教育学校の教員は、中学校と高等学校の両方の教員免許状が必要です。
- 特別支援学校の教員は、特別支援学校と特別支援学校の各部(幼稚部・小学部・中学部・高等部)に相当する学校種の両方の教員免許状が必要です。
- 児童の養護をつかさどる教員、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる教員は、それぞれ養護教諭(養護助教諭)の免許状、栄養教諭の免許状が必要です。

(教育職員免許法 第2条、第3条)

ただし、

- ・ 当分の間は、中学校又は高等学校のどちらか一方の免許状しか所有していない教員であっても、中等教育学校において、所有免許状の学校種に相当する課程(中学校の教員免許状は前期課程、高等学校の教員免許状は後期課程)の教科を担当することができます。  
(教育職員免許法附則第17項)
- ・ 当分の間は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、特別支援学校の教員免許状を所有しなくとも、所有免許状の学校種に相当する各部の教員となることができます。  
(教育職員免許法附則第16項)
- ・ 当分の間は、養護教諭の勤務経験が3年以上ある養護教諭は、勤務する学校(幼稚園を除く)において、保健(小学校又は特別支援学校小学部においては体育)の教科の領域に係る事項を担当することができます。  
(教育職員免許法附則第15項)
- ・ 中学校又は高等学校の教諭の教員免許状を所有している者は、小学校で、所有免許状の教科に相当する教科を担当することができます。  
また、工芸や書道など高等学校の一部の教科に関する教諭の教員免許状を所有している者は、中学校、中等教育学校の前期課程で、所有免許状の教科に相当する教科を担当することができます。  
(教育職員免許法第16条の5)

## 教員免許制度の概要②

### ●教員免許状の種類 (教育職員免許法第4条、第5条)

教員免許状は3種類あり、申請により、都道府県教育委員会から授与されます。授与を受けるためには、①所要資格(学位と教職課程等での単位修得、又は教員資格認定試験(幼稚園、小学校、特別支援学校自立活動のみ実施)の合格)を得るか、②都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体面)を経る必要があります。具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められています。

免許状の種類	有効期間	有効地域範囲	概要
<b>普通免許状</b> 〔専修免許状 一種免許状 二種免許状〕	10年	全国の学校	教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状です。 <u>所要資格を得て必要な書類を添えて申請を行うことにより授与</u> されます。専修、一種、二種(高等学校は専修、一種)の区分があります。既に教員免許状を有する場合は、一定の教員経験を評価し、通常より少ない単位数の修得により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状の授与を受けることができます。
<b>特別免許状</b>	10年	<u>授与を受けた都道府県内の</u> 学校	教諭の免許状です。 <u>社会的経験を有する者に、教育職員検定を経て授与</u> されます。授与を受けるには、任命又は雇用しようとする者の推薦が必要であり、教科に関する専門的な知識経験又は技能、社会的信望、教員の職務に必要な熱意と識見を有することが求められます。幼稚園教諭の免許状はありません。小学校教諭の免許状は教科ごとに授与されますが、特別活動など教科外活動を担任することも可能です。
<b>臨時免許状</b>	3年	<u>授与を受けた都道府県内の</u> 学校	助教諭、養護助教諭の免許状です。 <u>普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定を経て授与</u> されます。 (当分の間、相当期間にわたり普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、都道府県が教育委員会規則を定めることにより、有効期間を6年とすることができます。(教育職員免許法附則第6項))

# 教員免許制度の概要③

## ●免許状主義の例外

### ○ 特別非常勤講師制度

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度です。

教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することができます。

任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要です。  
(教育職員免許法第3条の2)

### ○ 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることができます。

校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要です。  
(教育職員免許法附則第2項)

### ○ 特別免許状の授与例

例1 職業:看護師 高等学校の教科「看護」の特別免許状を授与

例2 職業:外国人の英会話学校講師 中学校の教科「英語」の特別免許状を授与

### ○ 特別非常勤講師制度の活用例

例3 職業:調理師 高等学校の教科「家庭」の領域の一部として「調理実習」の授業を単独で実施することが可能。

例4 職業:書道家 中学校の教科「国語」の領域の一部として「書道」の授業を単独で実施することが可能。

### ○ 免許外教科担任制度の活用例

例5 山間地・へき地等の生徒数が少ない中学校で、全ての教科に対応した教員を1人ずつ採用できないなどの場合

中学校教諭の 理科の教員免許状	同じ中学校の数学の担任	○
	隣の中学校の数学の担任	×
	隣の小学校の算数の担任	×

Q. ゲストティーチャーやチームティーチングにおける副担任の教員免許状は？

Ans. 相当の教員免許状を所有する教員と常時一緒に授業に携わる場合には、教員免許状は必要ありません。

# 免許外教科担任制度について

## ○ 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることができる。

校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要。

### 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）

#### —免許外教科担任関連規定抜粋—

（免許）

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

3・4 （略）

附 則

2 授与権者は、当分の間、中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員 を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担当することを許可することができる。この場合においては、許可を得た主幹教諭等は、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担当することができる。

# 学習指導要領について

## ■教育課程に関する法制上の仕組み

○教育基本法：教育の目的、目標を規定。

○学校教育法：学校段階ごとに教育の目的、目標などを規定。また、教育課程に関する事項は文部科学大臣が定めることを規定。

○学校教育法施行規則(文部省令)：各教科等の構成、年間標準授業時数を規定。  
また、教育課程については、文部科学大臣が別に公示する学習指導要領によることを規定。

○学習指導要領(文部科学省告示)：教育課程全般にわたる配慮事項や授業時数等の取扱い等を総則に定め、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動については目標、内容及び内容の取扱いを規定。

## ■学習指導要領の意義・・・学校が編成する教育課程の基準

全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めているもの。これまで、おおむね10年ごとに改訂。

(現行の高等学校学習指導要領については、平成21年3月告示、平成25年入学生より実施)

# 高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

教科	科目	標準単位数	必履修科目
国語	国語総合	4	○ 2単位まで減可
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理歴史	世界史A	2	<input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> ○
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○ 2単位まで減可
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	<input type="checkbox"/> 「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
	理科課題研究	1	

教科	科目	標準単位数	必履修科目
保健体育	体育	7~8	○ ○
	保健	2	
芸術	音楽Ⅰ	2	<input type="checkbox"/> ○ Iを付した科目から1科目
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
	外国語	コミュニケーション英語基礎	
コミュニケーション英語Ⅰ		3	
コミュニケーション英語Ⅱ		4	
コミュニケーション英語Ⅲ		4	
英語表現Ⅰ		2	
英語表現Ⅱ		4	
英語会話	2		
家庭	家庭基礎	2	<input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> ○
	家庭総合	4	
	生活デザイン	4	
情報	社会と情報	2	<input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> ○
	情報の科学	2	
総合的な学習の時間		3~6	○ 2単位まで減可

※「○」を付した科目は必履修科目を意味する。

# 学校外学習等についての単位認定を可能とする制度

制 度	根拠規定	制 度 の 概 要
①海外留学に係る単位認定	学校教育法施行規則第93条	外国の高等学校への留学を許可された場合に、外国の高等学校における履修を自校における履修とみなし、単位の修得を認定できる制度（36単位まで）
②学校間連携による単位認定	学校教育法施行規則第97条	他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数を自校の定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度（②～⑤を合わせて36単位まで）
③大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定	学校教育法施行規則第98条第1号 平成10年文部省告示第41号第1項	大学、高等専門学校若しくは専修学校における学修、大学、公民館その他の社会教育施設において開設する講座等における学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度（②～⑤を合わせて36単位まで）
④技能審査の成果の単位認定	学校教育法施行規則第98条第2号 平成10年文部省告示第41号第2項	文部科学大臣が認定した技能審査など一定の要件を満たす知識及び技能の審査の成果に係る学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度（②～⑤を合わせて36単位まで）
⑤ボランティア活動等の単位認定	学校教育法施行規則第98条第3号 平成10年文部省告示第41号第3項	学校外におけるボランティア活動、就学体験、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修で一定の要件を満たすものを自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度（②～⑤を合わせて36単位まで）
⑥高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定	学校教育法施行規則第100条第1号	高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる制度
⑦別科の科目の単位認定	学校教育法施行規則第100条第2号	高等学校の別科において、高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度
⑧定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定	学校教育法第55条 学校教育法施行令第32条～第39条 技能連携施設の指定等に関する規則	定時制又は通信制の課程の生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設において教育を受けているとき、当該施設における学習を自校における職業教科の一部の履修とみなすことのできる制度（卒業に必要な単位数の2分の1以内）
⑨定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定	高等学校通信教育規定第12条	通信制の課程の生徒が自校の定時制課程、他の高等学校の定時制課程、通信制課程において一部の科目の単位数を修得したとき、又は定時制の課程の生徒が自校の通信制課程、他の高等学校の通信制課程において一部の課程の単位を修得したときは、その単位数をそれぞれ自校の定めた通信制課程又は定時制課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度



# 高等学校における学習評価について

## 学習評価の意義・目的

- 生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能を有する
- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要〔指導と評価の一体化〕
- 新学習指導要領においてもきめの細かな指導の充実や生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する、目標に準拠した評価や観点別学習状況の評価を引き続き実施

## 生徒指導要録における学習評価(主なポイント)

### 各教科・科目の評定

- 高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総合的に評価(5～1の5段階)
  - 評定に当たっては、観点による評価(「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」、「知識・理解」)を十分踏まえる
- ※ 高等学校の指導要録の参考様式には、観点別学習状況の記載欄を設けていない  
(生徒の特性、進路等に応じて多様な教育課程が編成されていることや、高等学校の指導要録の現状を考慮して、大枠のみを示している)
- ※ 都道府県教育委員会等において、指導要録に観点別学習状況を記載できるようにすることも有効な手段

### 総合所見及び指導上参考となる諸事項

- 生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で記述
  - ① 各教科・科目や総合的な学習の時間の学習に関する所見
  - ② 行動に関する所見
  - ③ 進路指導に関する事項
  - ④ 取得資格
  - ⑤ 生徒が就職している場合の事業所
  - ⑥ 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査に関する記録など
  - ⑦ 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見



## (参考) 観点による評価

- 通知に示した各教科の評価の観点及びその趣旨を十分踏まえながら、それぞれの科目のねらいや特性を勘案して具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方を工夫
- 単元等のある程度長い区切りの中で適切に設定した時期において、「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価
- 学習活動の特質、評価の観点や評価規準、評価の場面や生徒の発達の段階に応じて、観察、生徒との対話、ノート、ワークシート、学習カード、作品、レポート、ペーパーテスト、質問紙、面接などの様々な評価方法の中から、その場面における生徒の学習状況を的確に評価できる方法を選択

### 新学習指導要領を踏まえた観点の設定

- 各教科の内容等に即して思考・判断したことについて、その内容を言語活動を中心とする表現に係る活動と一体的に評価する観点として「思考・判断・表現」を設定
- 従来の「技能・表現」の観点の「表現」との混同を避けるため、「技能」に改める

### 新しい観点

「関心・意欲・態度」

「思考・判断・表現」

「技能」

「知識・理解」

「関心・意欲・態度」・・・各教科・科目が対象としている学習内容に関心を持ち、自ら課題に取り組もうとする意欲や態度を生徒が身に付けているかどうかを評価

「思考・判断・表現」・・・それぞれの教科・科目の知識・技能を活用して課題を解決すること等のために必要な思考力・判断力・表現力等を生徒が身に付けているかどうかを評価

「技能」・・・各教科・科目において習得すべき技能を生徒が身に付けているかどうかを評価

「知識・理解」・・・各教科・科目において習得すべき知識や重要な概念等を生徒が身に付けているかどうかを評価

※ 各教科の評価の観点は上に示した観点を基本としつつ教科の特性に応じて設定

### 学力の3つの要素との整理

基礎的・基本的な知識・技能

「技能」

及び

「知識・理解」

で評価

課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等

「思考・判断・表現」

で評価

主体的に学習に取り組む態度

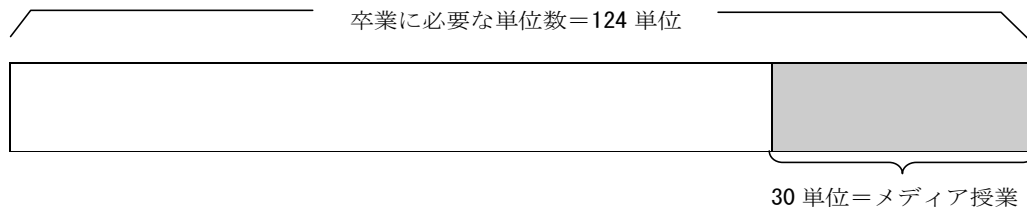
「関心・意欲・態度」

で評価

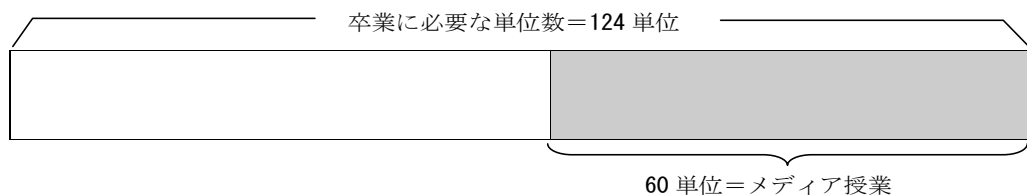
# 大学におけるメディアを利用した授業の変遷

## 1. 学部（通学制）の場合

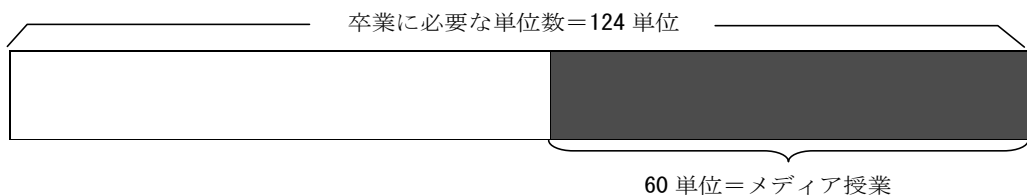
- 平成10年3月～
  - ・30単位を上限として「多様なメディアを高度に利用した授業（メディア授業）」を制度化。（同時かつ双方向に行われるもの（衛星通信、テレビ会議システムなど）に限定）



- 平成11年3月～
  - ・単位互換による単位取得の上限が拡大したことに伴い、メディア授業の単位数の上限30単位から60単位に拡大。



- 平成13年3月～
  - ・メディア授業としてインターネット等を利用した授業が可能となる。

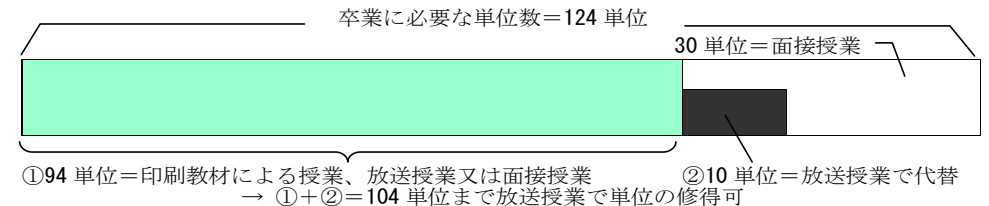


■ : 同時かつ双方向に行われるメディア授業

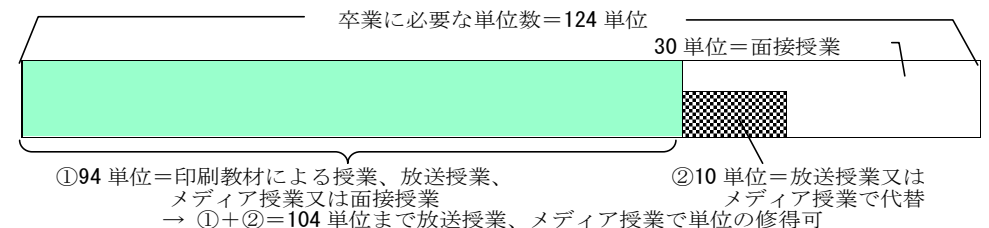
■ : 同時かつ双方向に行われるメディア授業及びインターネット等を利用した授業

## 2. 学部（通信制）の場合

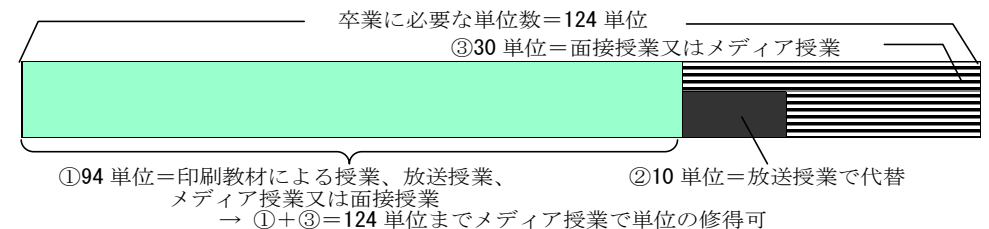
- ～平成10年3月
  - ・30単位以上の面接授業が必要。
  - ・面接授業の代替として放送授業が認められていた（10単位まで）。



- 平成10年3月～
  - ・メディア授業が可能となる。（同時かつ双方向のもの（衛星通信、テレビ会議システムなど）に限定）
  - ・面接授業について10単位を上限としてメディア授業が可能となる。



- 平成13年3月～
  - ・メディア授業としてインターネット等による授業が可能となる。
  - ・30単位以上を必要とする面接授業がメディア授業でも可能となる。  
→ 124単位すべてをインターネット等による授業により単位修得可。



■ : 特に履修方法に指定のない単位 →メディア授業可

■ : 放送授業

■ : 面接授業又はメディア授業

■ : 放送授業又はメディア授業

■ : 面接授業

## 学部における多様なメディアを利用した遠隔授業を実施している大学(平成23年度実施状況 文部科学省調べ)

	国立	公立	私立	計
大学数	26	12	81	119
	(31.7%)	(15.2%)	(14.1%)	(16.1%)

※「多様なメディアを利用した遠隔授業」とは、【大学設置基準第25条第2項】に定める、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる授業科目のことを指す。

# 高等学校における遠隔教育関連規定

## ■学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第83条 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によつて編成するものとする。

第84条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

第85条 高等学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、前二条の規定によらないことができる。

第85条の2 文部科学大臣が、高等学校において、当該高等学校又は当該高等学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該高等学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第51条の規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第83条又は第84条の規定の全部又は一部によらないことができる。

第86条 高等学校において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法第57条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第83条又は第84条の規定によらないことができる。

## <参考:通信教育課程の関連規定>

### ■学校教育法(昭和22年法律第26号)

第54条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

② 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

③・④ 略

### ■高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)

第2条 高等学校の通信制の課程で行なう教育(以下「通信教育」という。)は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行なうものとする。

2 通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行なうことができる。

3 略

## ■学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示)

### 1章 総則

#### 第7款 通信制の課程における教育課程の特例

1 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送又はテレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。

# 大学における遠隔教育関連規定①

## ■大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第32条 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得することとする。

2～4 （略）

- 5 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第25条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

## ■大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）（抄）

第3条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）、大学設置基準第25条第1項の方法による授業（以下「面接授業」という。）若しくは同条第2項の方法による授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。
- 3 （略）

第6条 卒業の要件は、大学設置基準第32条第1項の定めるところによる。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数124単位のうち30単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該30単位のうち10単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

## 大学における遠隔教育関連規定②

■大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件(平成13年文部科学省告示第51号) 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について次のように定め、平成十三年三月三十日から施行する。なお、平成十年文部省告示第四十六号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)は、廃止する。

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。)において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

■大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について(平成10年3月31日文高大第306号) (抄)

第一 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の一部改正

一 「メディアを利用して行う授業」の大学設置基準上の位置付け

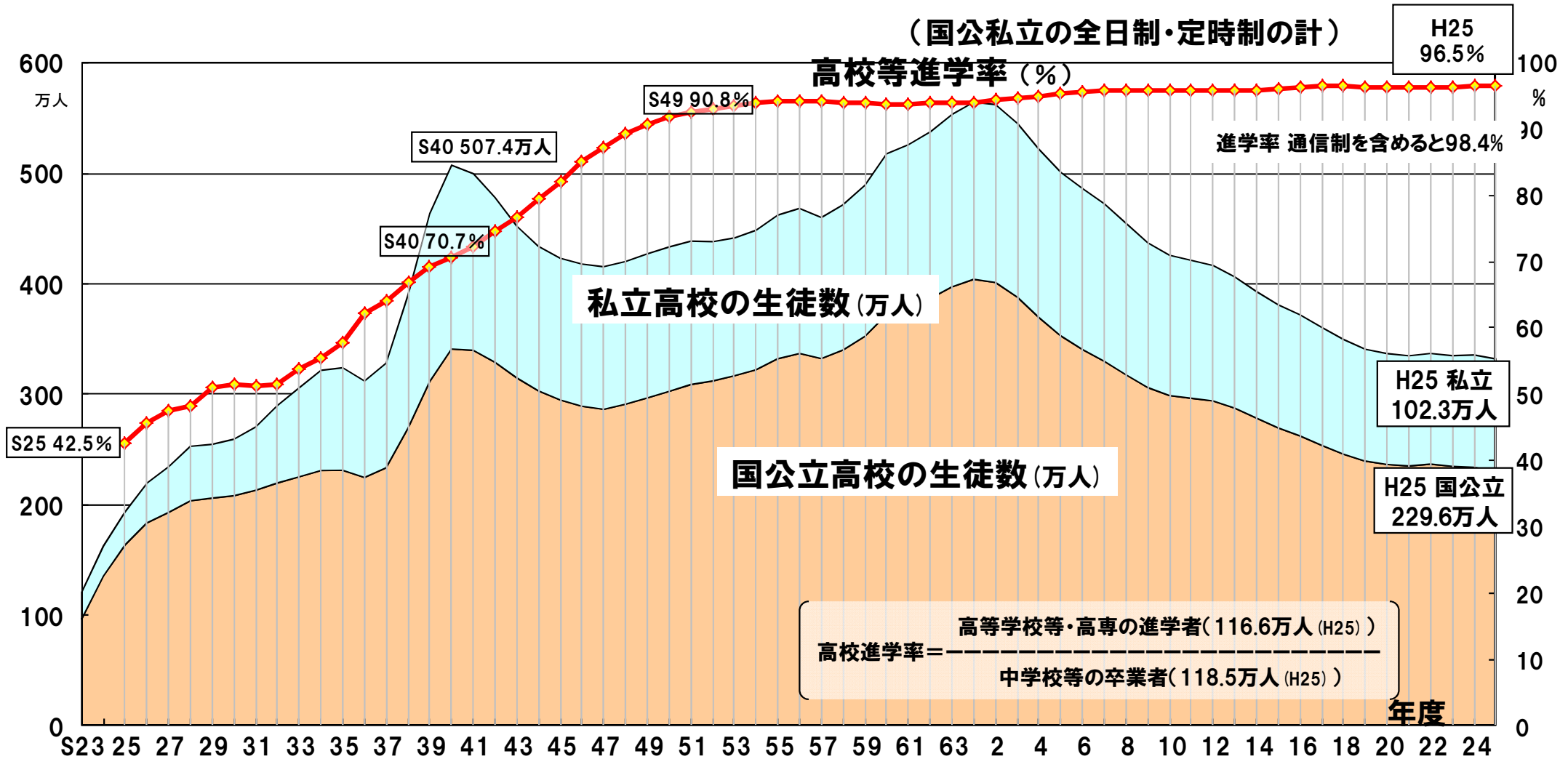
(三) メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、面接授業に近い環境で行うことが必要であり、各大学においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。

- ①授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- ②学生の教員に対する質問の機会を確保すること。
- ③画面では黒板の文字が見つらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- ④メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムのり管理・運営を行う補助員を配置すること。また、必ずしも受信側の教室等に教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタントを配置することも有効であること。
- ⑤メディアを活用することにより、一度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。

### **3. 高等学校を取り巻く現状**

# 高等学校等への進学率の推移

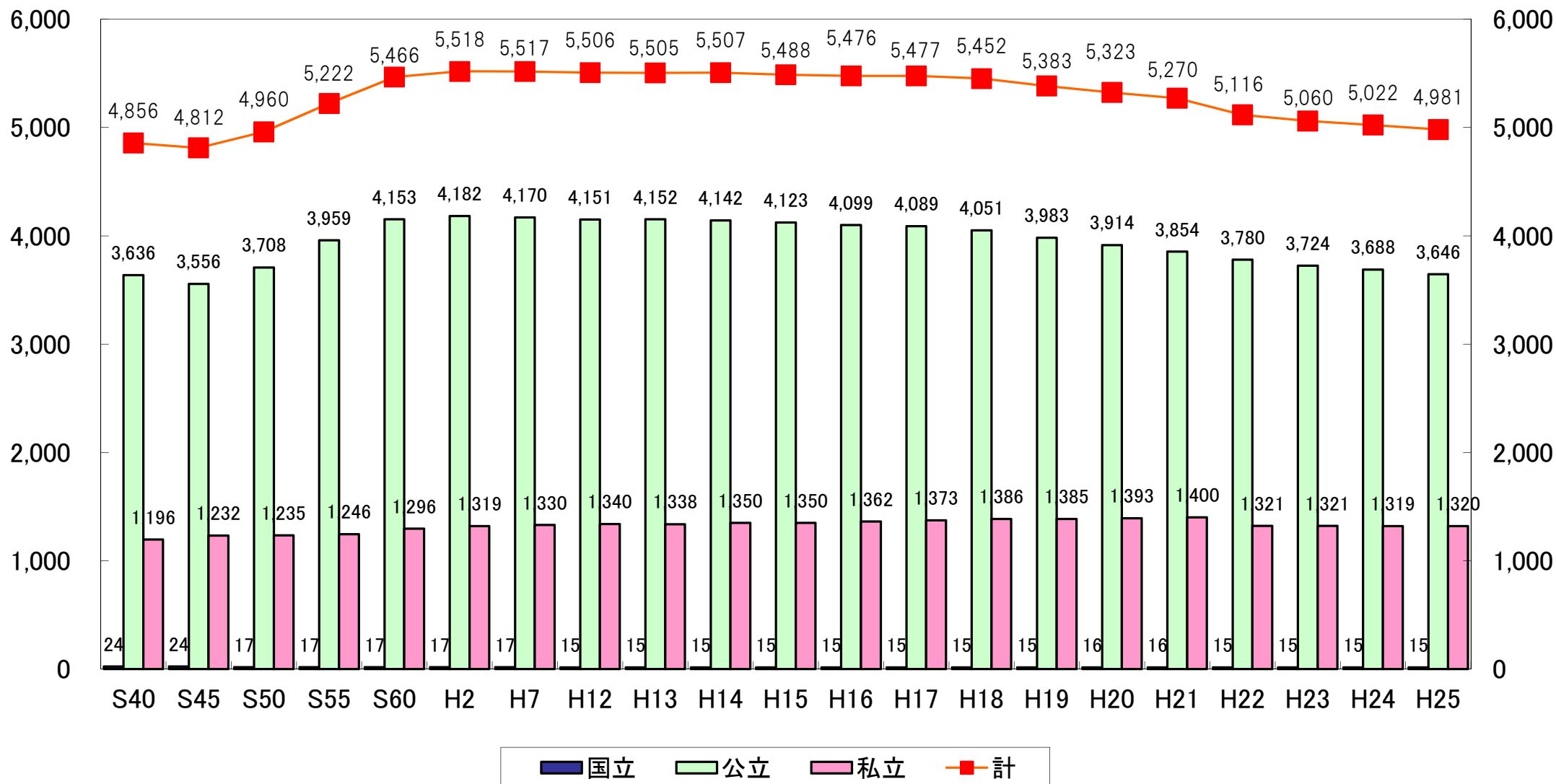
高等学校への進学率は約98%。



# 高等学校数の推移

高等学校数は、平成20年頃までは横ばいであったが、近年やや減少傾向。

学校数(校)

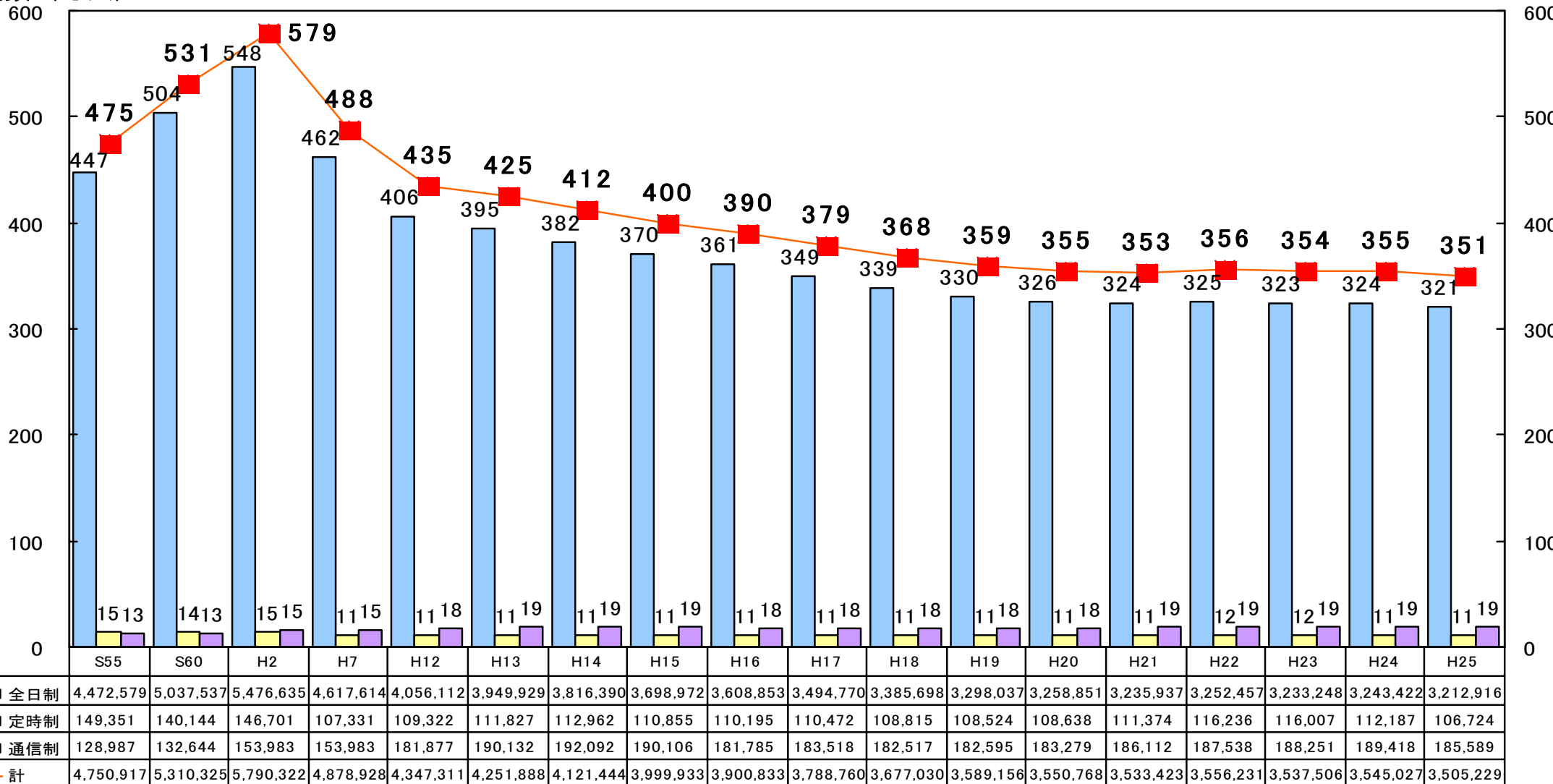




# 高等学校生徒数の推移

生徒数は平成2年をピークに減少傾向。

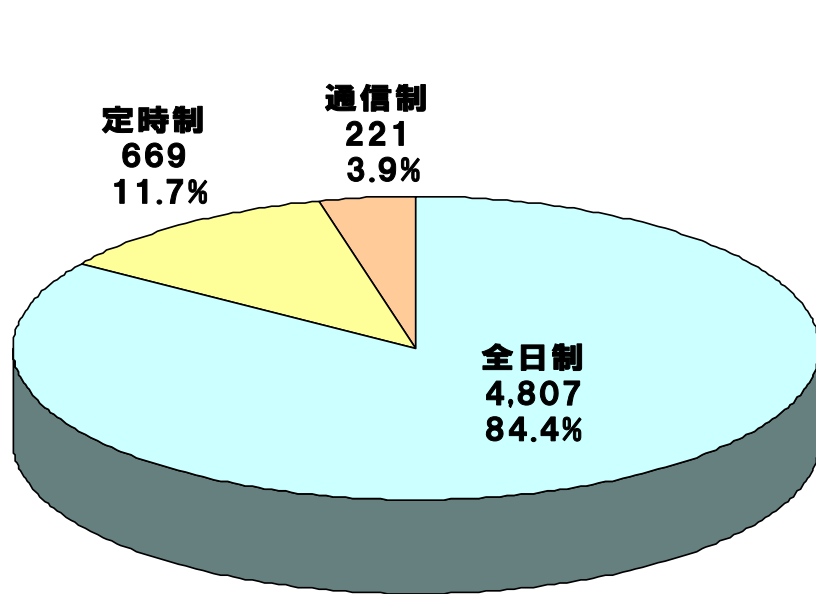
生徒数（万人）



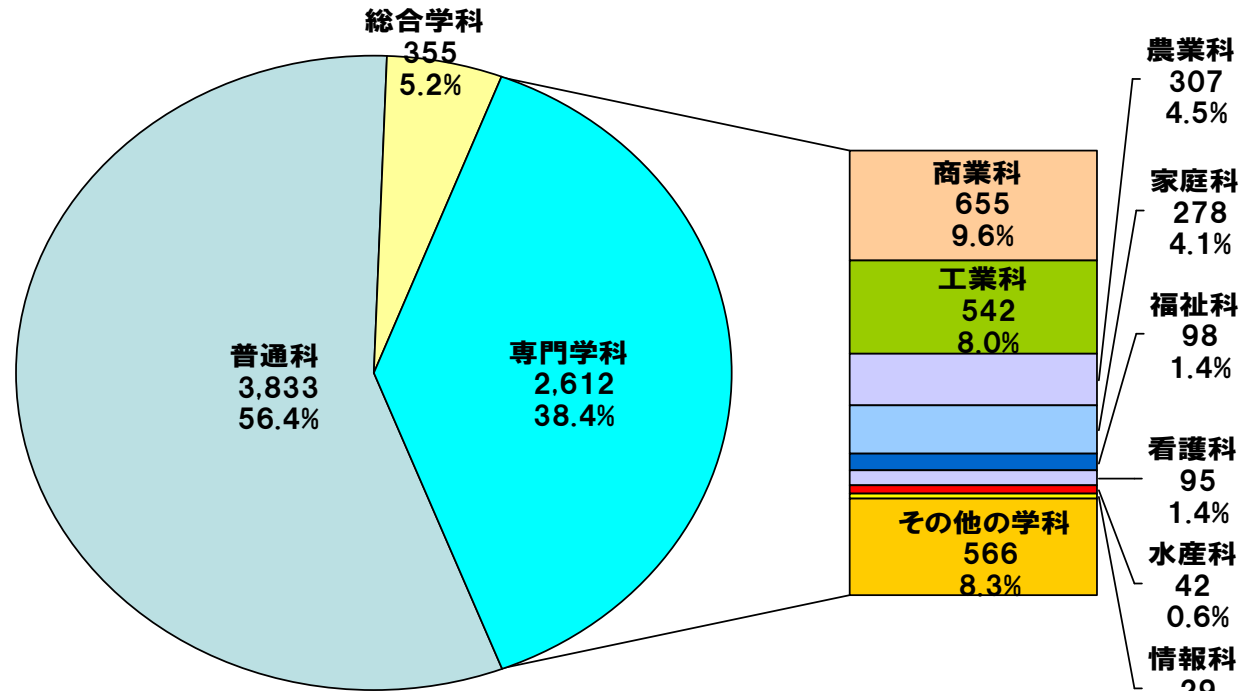
全日制 定時制 通信制 計

# 課程別・学科別学校数(平成25年度)

生徒な多様な学習ニーズに対応するため、様々な課程・学科が設けられている。



課程別学校数



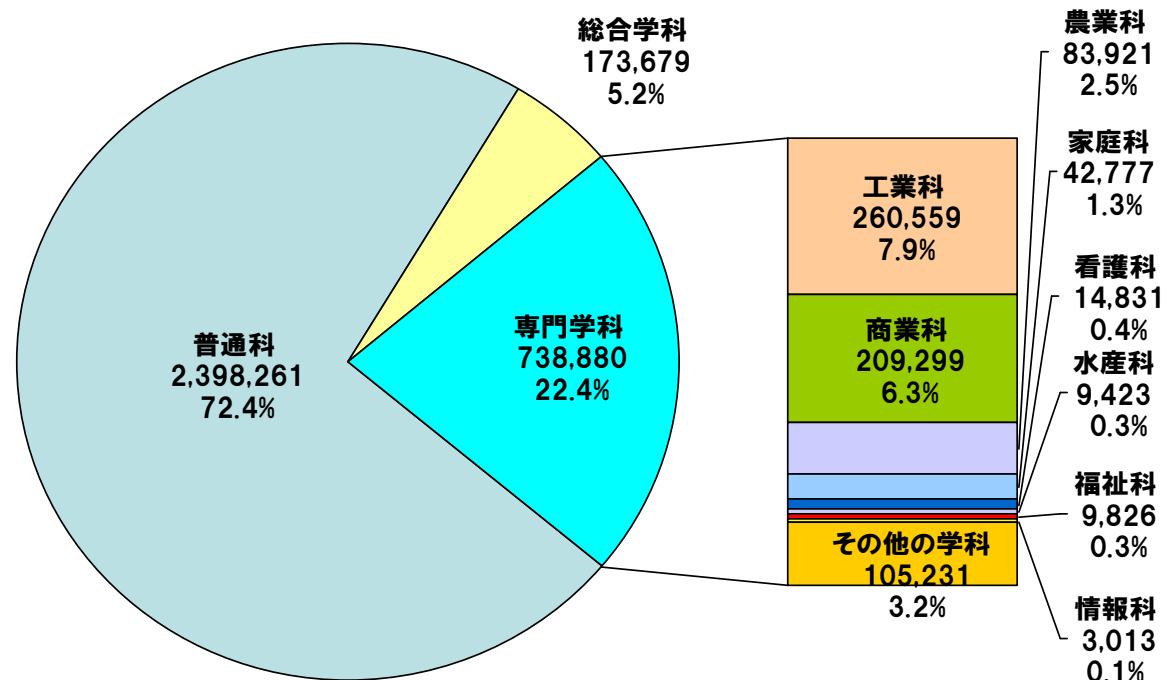
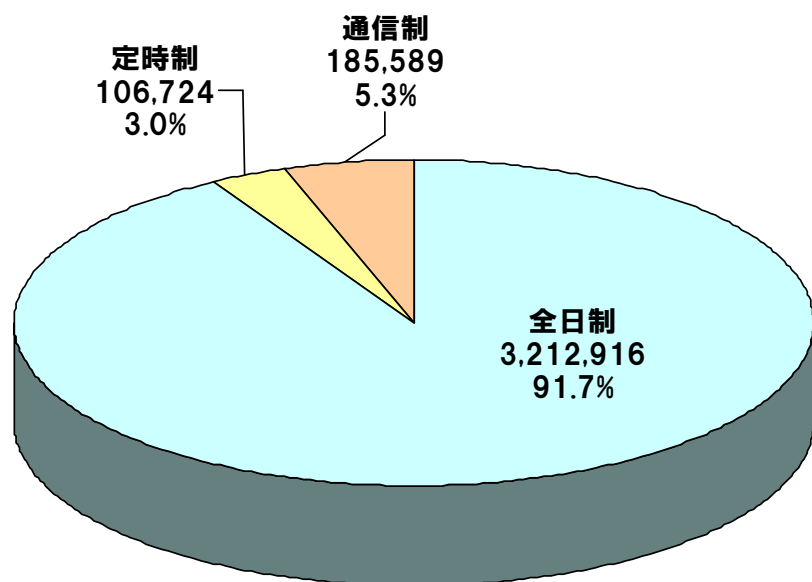
学科別学校数(全日制・定時制の本科)

全日制課程：通常の課程、修業年限3年  
 定時制課程：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、修業年限3年以上  
 通信制課程：通信による教育を行う課程、修業年限3年以上

※一つの学校が2つ以上の課程を併置している場合は、それぞれの課程について、重複して計上。

※一つの学校が2つ以上の学科を持つ場合は、それぞれの学科について、重複して計上。

# 課程別・学科別生徒数(平成25年度)



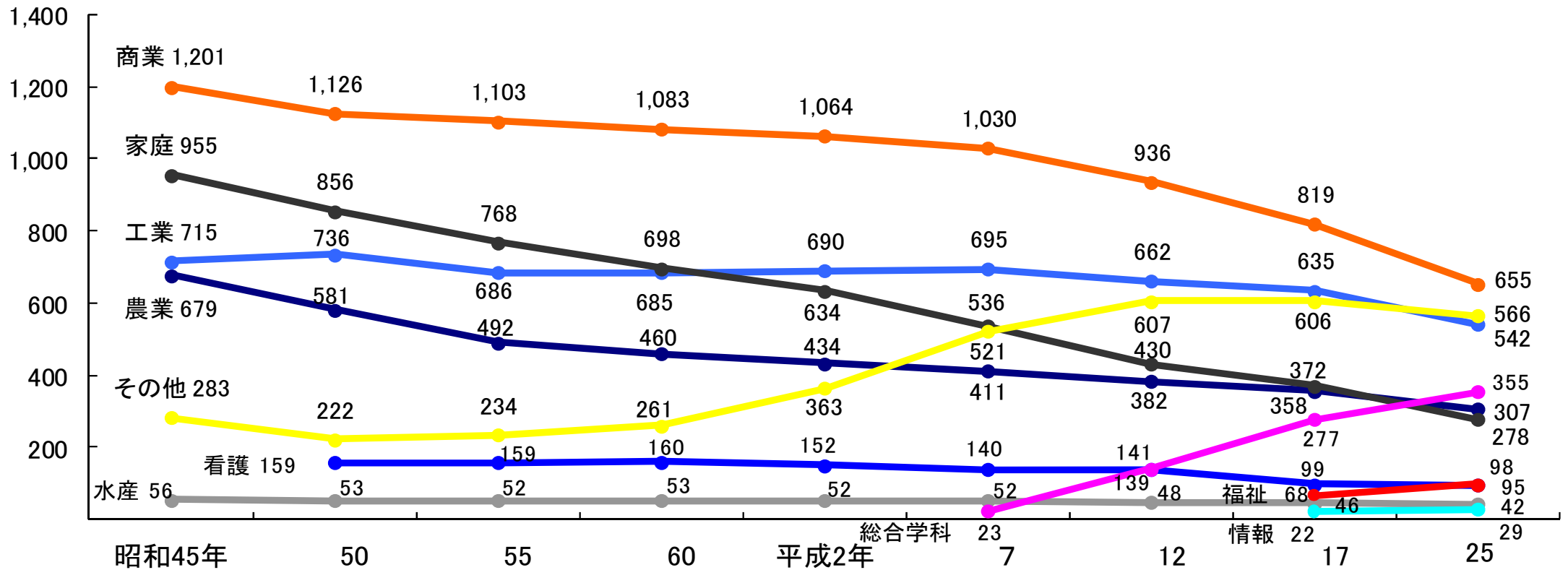
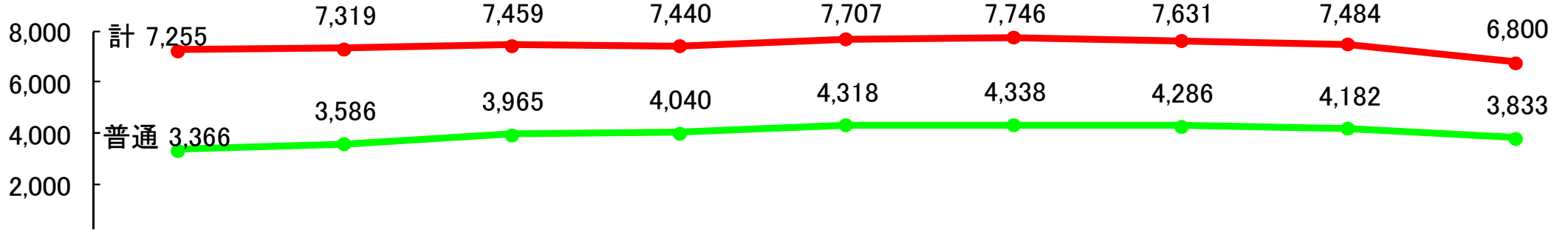
課程別生徒数

学科別生徒数 (全日制・定時制の本科)

全日制課程：通常の課程、修業年限3年  
 定時制課程：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、  
 修業年限3年以上  
 通信制課程：通信による教育を行う課程、修業年限3年以上

# 学科数（学科別）の推移

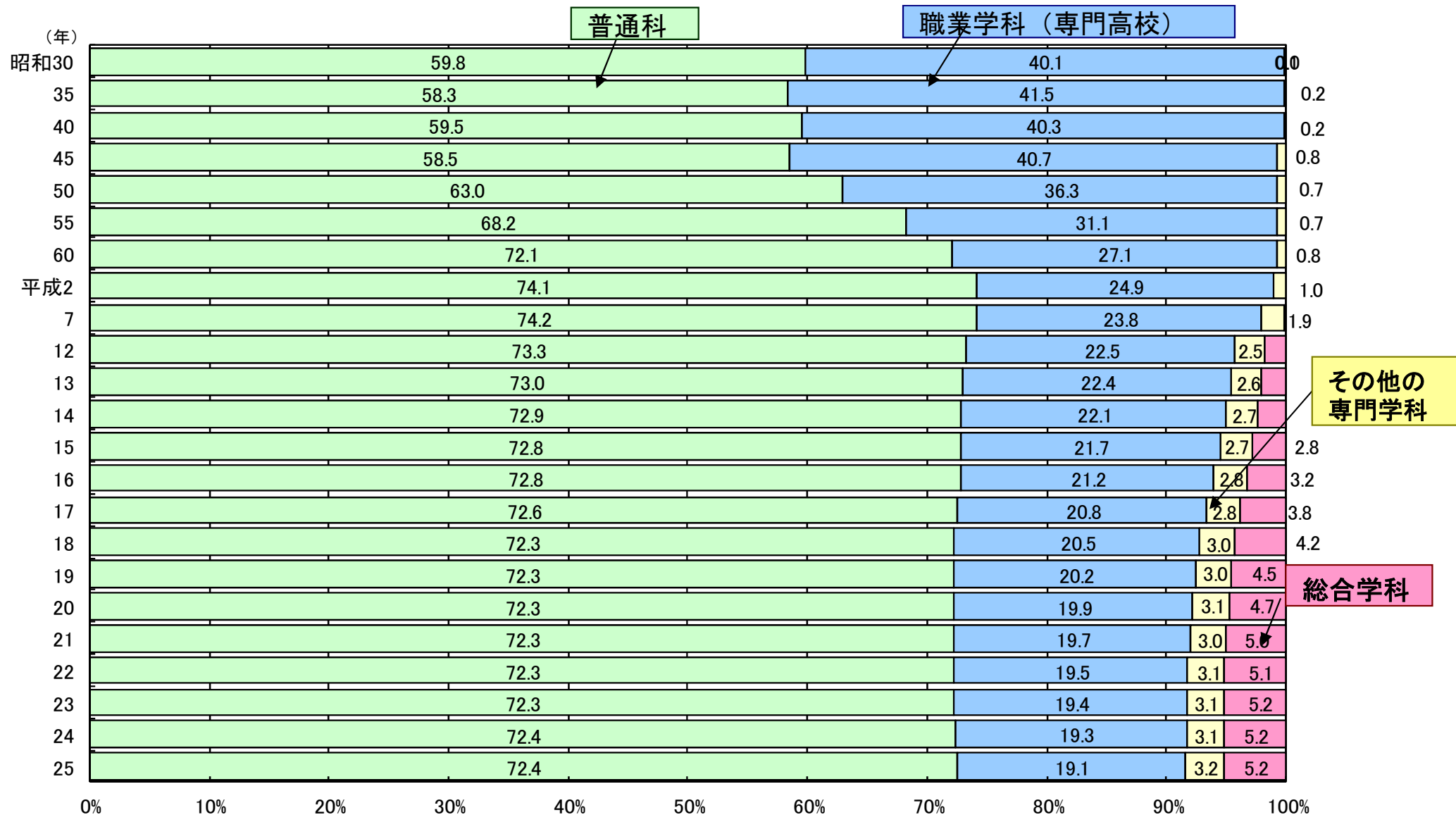
合計数に大きな変化はないが、時代の変化に応じ、専門学科を中心に各学科数が大きく変化。



※ 全日制・定時制のみ  
 ※ 学科数について、同一の学科が全日制・定時制の両方に設置されている場合は1として計上。  
 ※ 「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

# 高等学校の学科別生徒数の構成割合の推移

職業学科の比率は年々減少。普通科は最近20年間、ほぼ一定（約7割）で推移

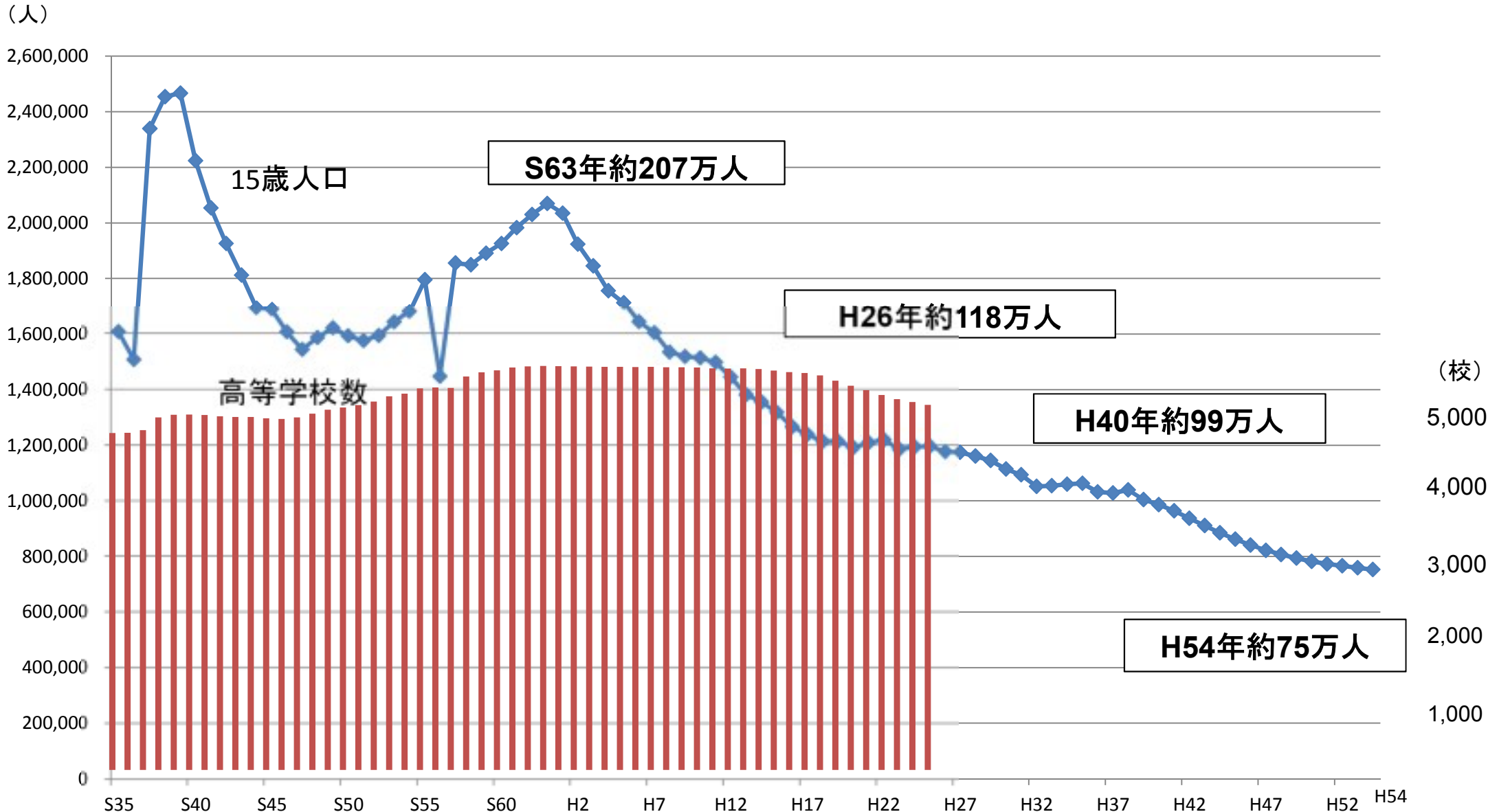


※総合学科は平成6年度より制度化。

「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

# 15歳人口の推移と高等学校数推移

高校に入学する15歳人口はこれまでも減少傾向だが、今後更なる減少が見込まれる。



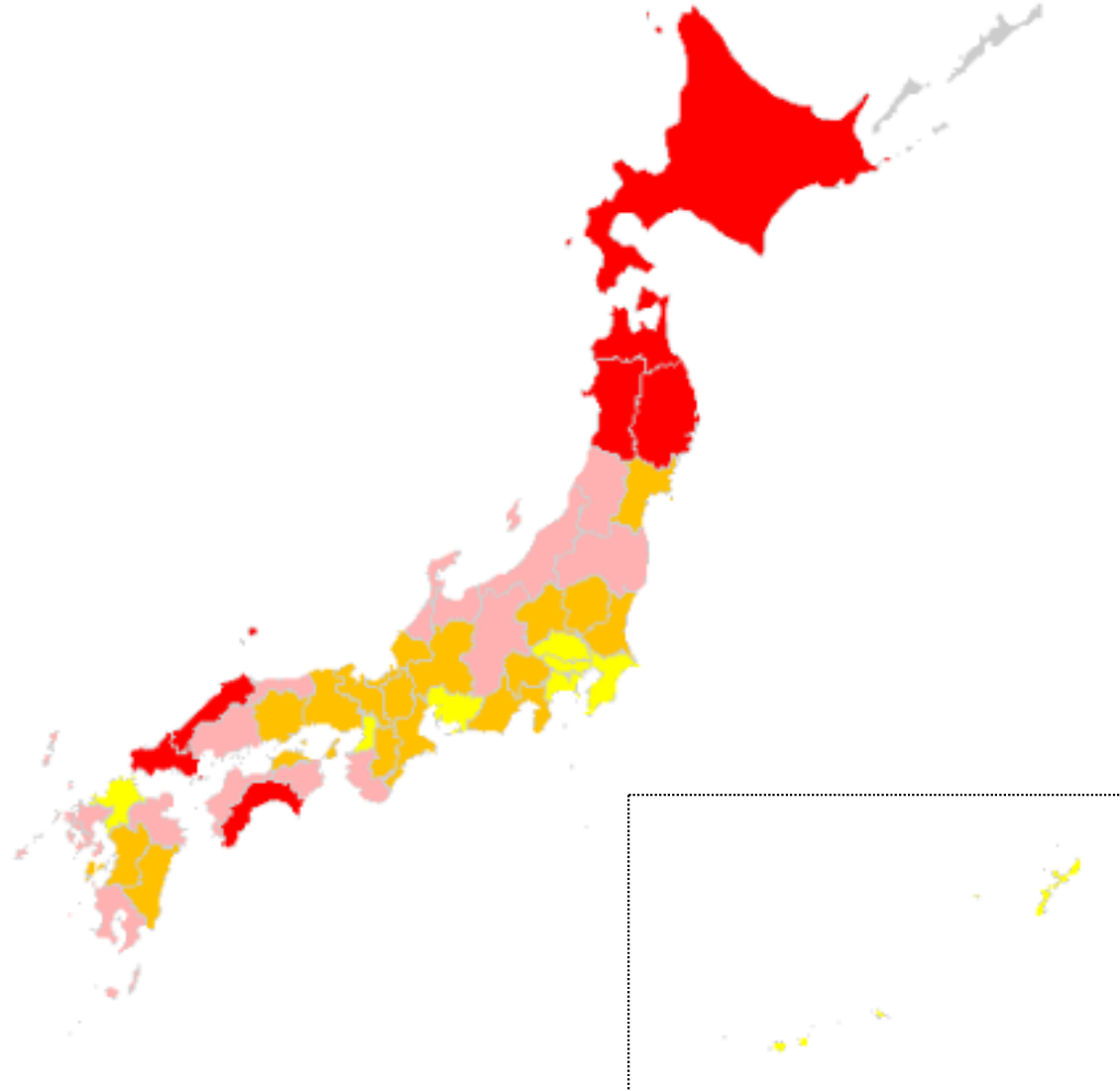
※1960～2012までは、総務省統計局年齢別人口より

※2013～2042までは、国立社会保障・人口問題研究所日本の将来推計人口出生中位（死亡中位）推計より

※文部科学省「学校基本調査」

# 中学校卒業生数の都道府県別減少割合（平成25年度／平成5年度）

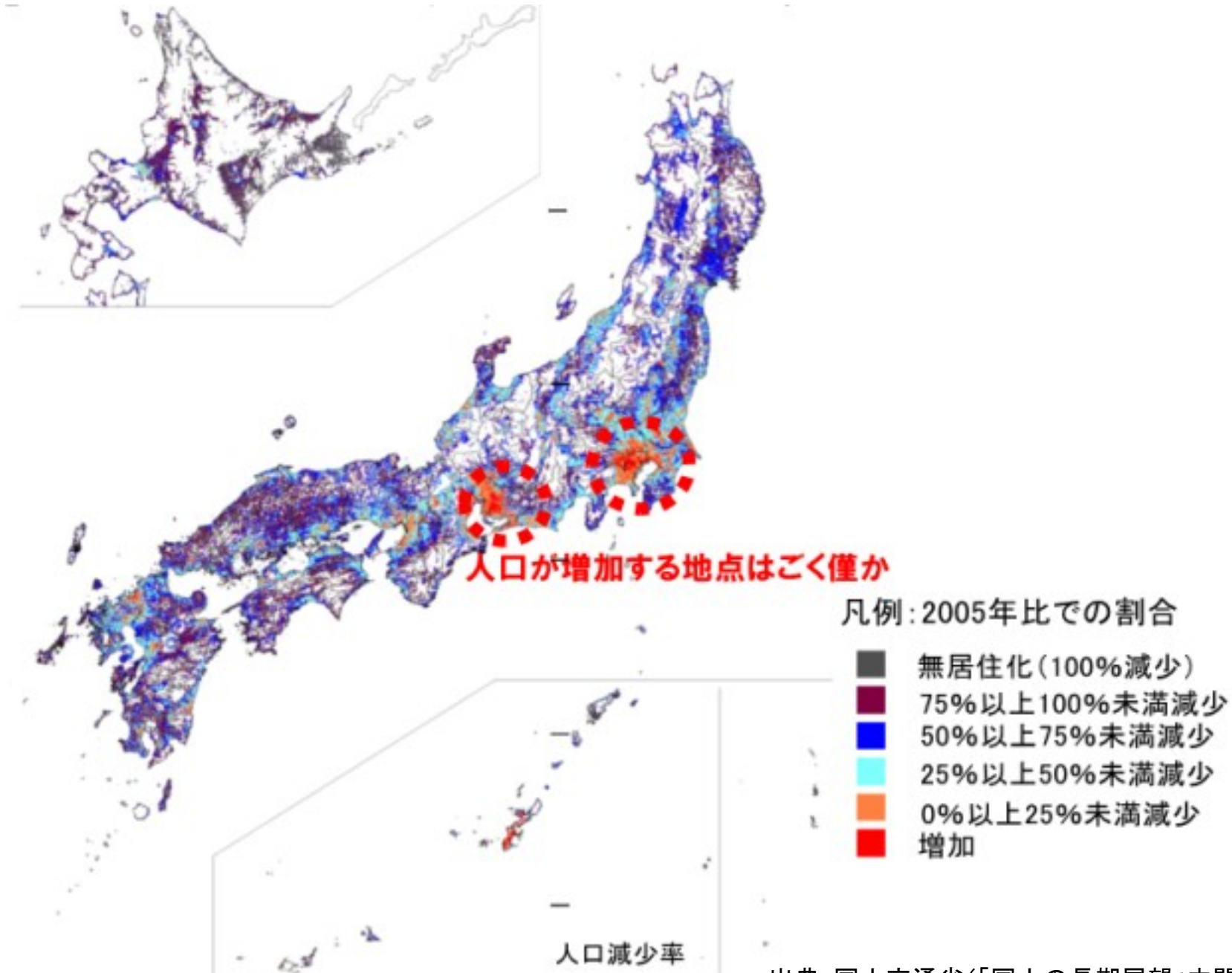
平成5年から平成25年までの中学校卒業生数の都道府県別減少割合は、大都市を抱える都道府県に比べ、地方の方が減少幅が大きい傾向がある。



平成25年度／平成5年度	
■	65%未満
■	65%～70%未満
■	70%～75%未満
■	75%以上

文部科学省「学校基本調査(平成25年度)」を元に作成

# (参考) 2005年を100とした場合の2050年の人口増減状況





# 公立高等学校 1 校あたりの生徒数・本務教員数（平成 25 年度）

都市部に比べて地方は、1 校あたりの生徒数、本務教員数ともに少ない傾向がある。

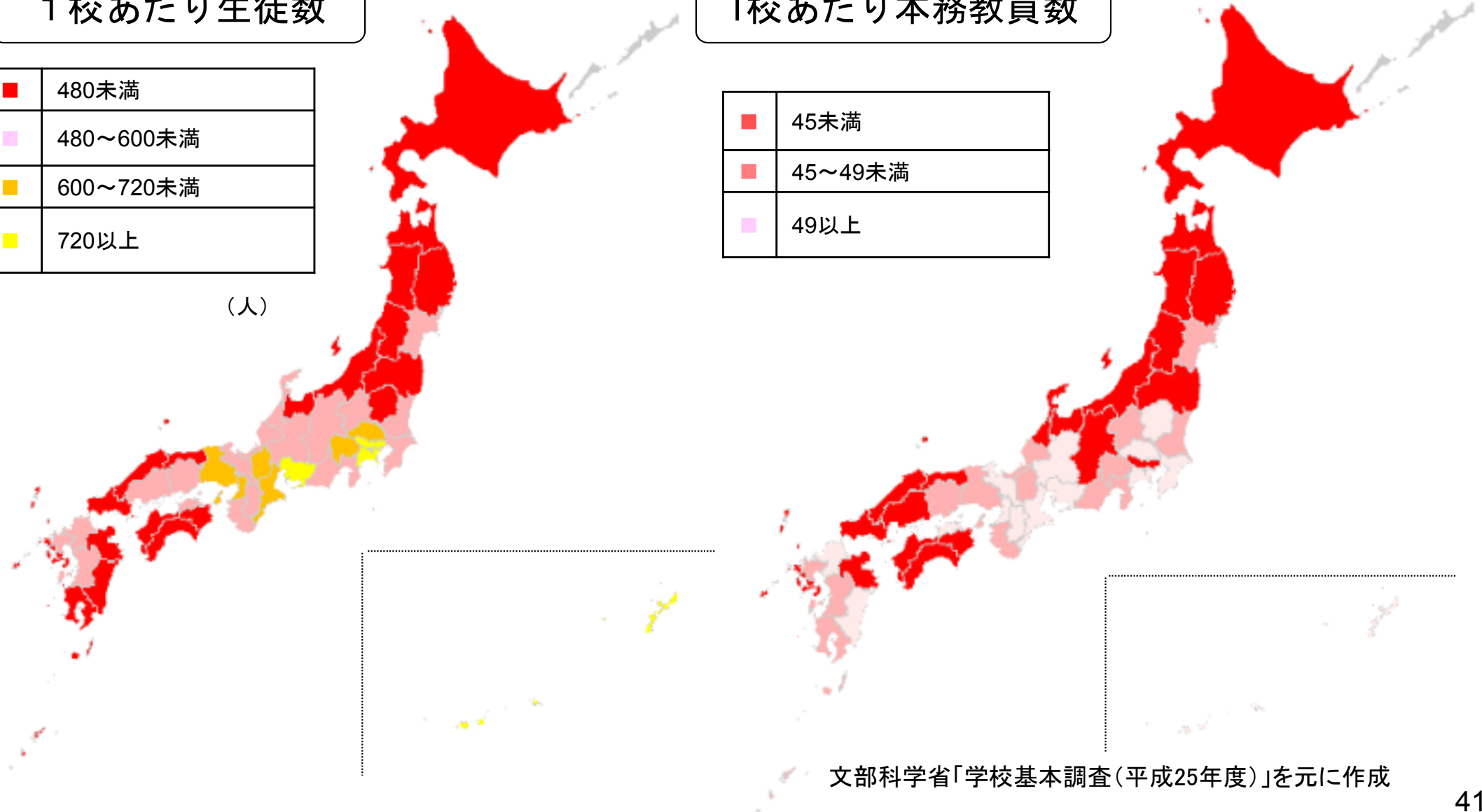
## 1 校あたり生徒数

■	480未満
■	480～600未満
■	600～720未満
■	720以上

(人)

## 1 校あたり本務教員数

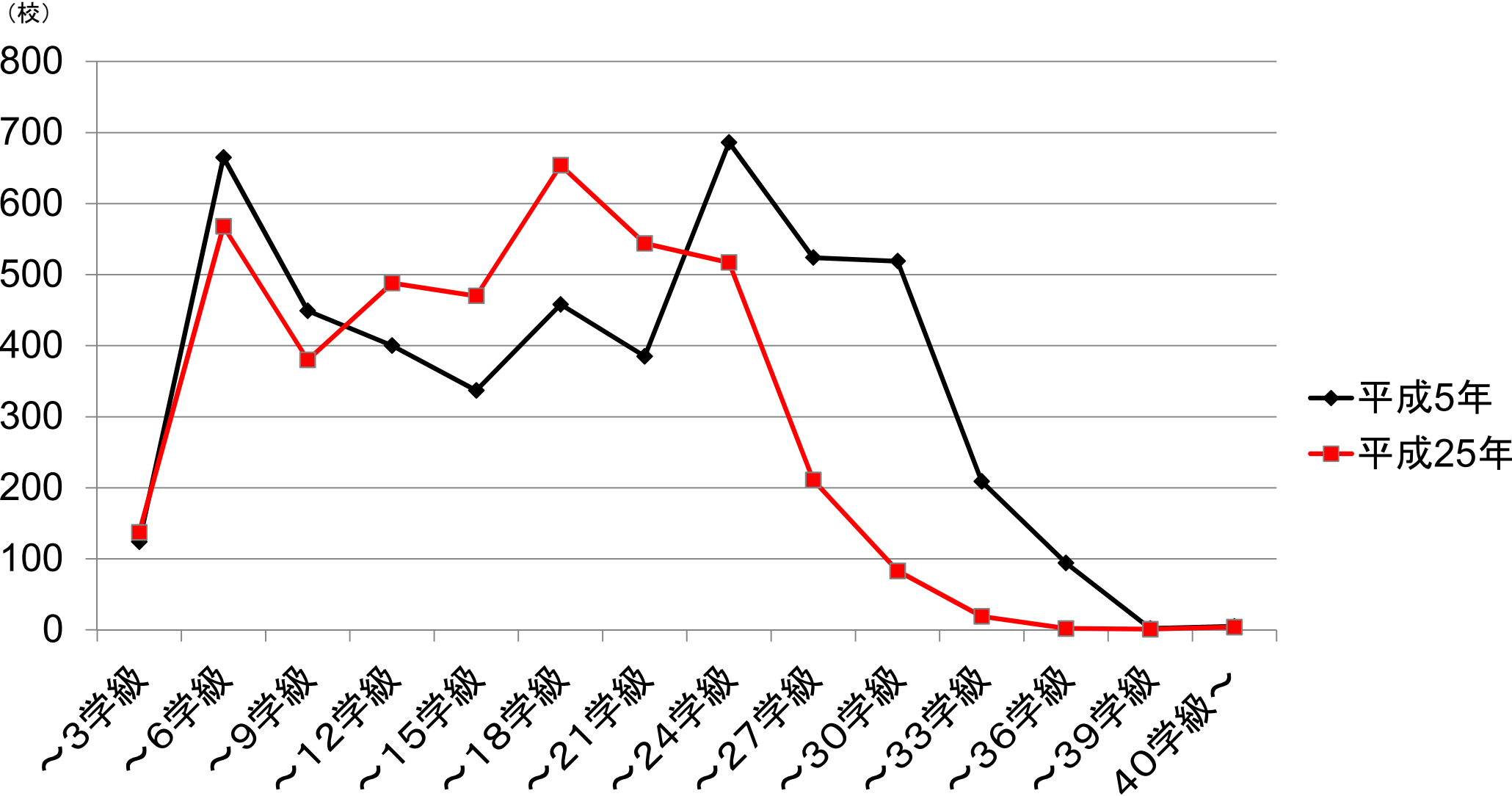
■	45未満
■	45～49未満
■	49以上



文部科学省「学校基本調査（平成25年度）」を元に作成

# 公立高等学校の学級数別学校数の変化（平成5年・平成25年）

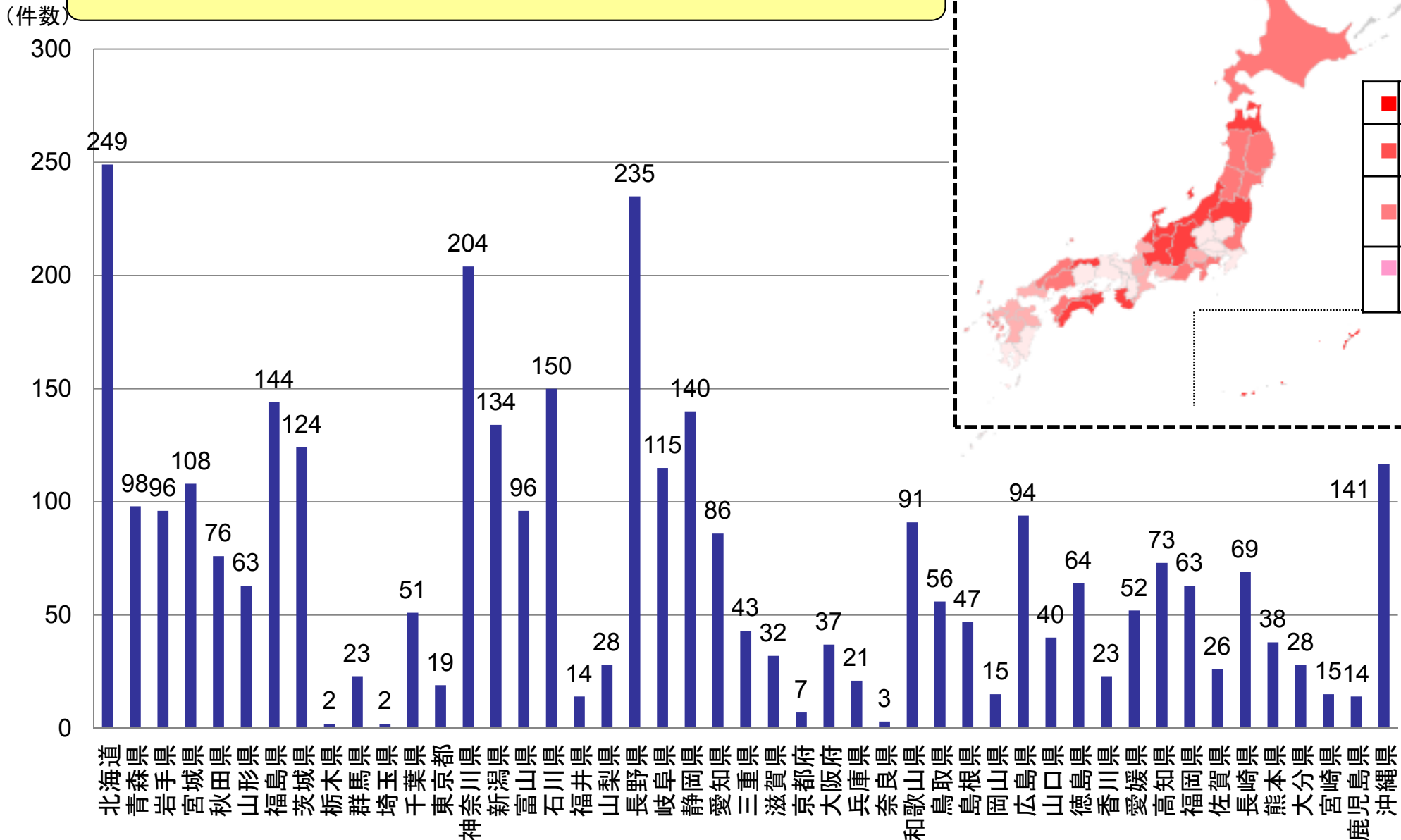
1校あたりの学級数は、小規模化の傾向がある。



# 公立高等学校における免許外教科担任の都道府県別許可件数（平成24年度）

免許外教科担任数は、都市部においては比較的少ない。

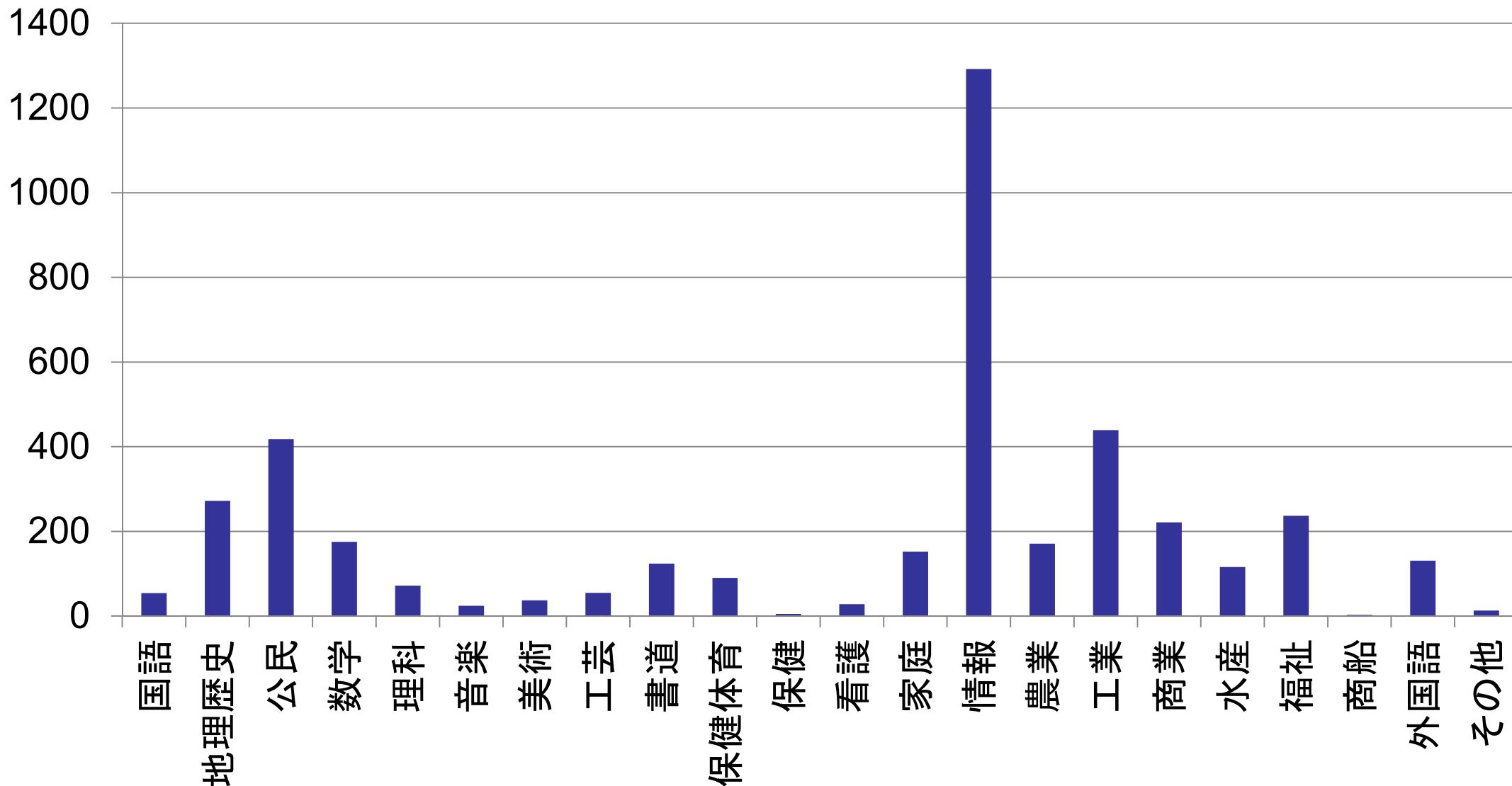
1校あたり免許外許可担任分布



# 免許外教科担任の教科別許可件数

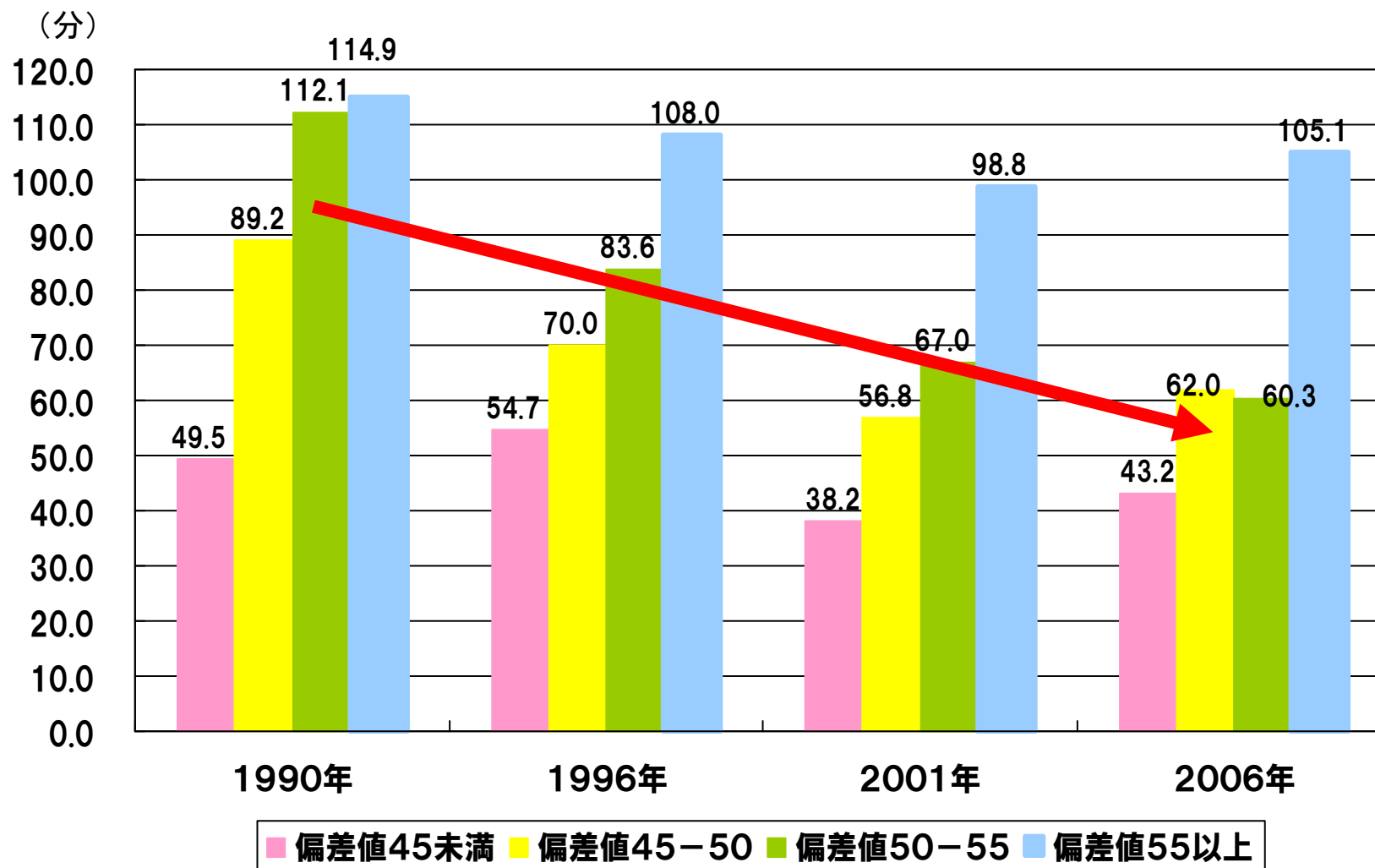
免許外教科担任許可件数は、情報、工業、公民など一部の教科に偏りがある。

(件数)



# 高校生の学力・学習意欲等の状況

学習意欲は二極化しつつあり、多様な生徒の状況に応じたきめ細やかな学習が必要。



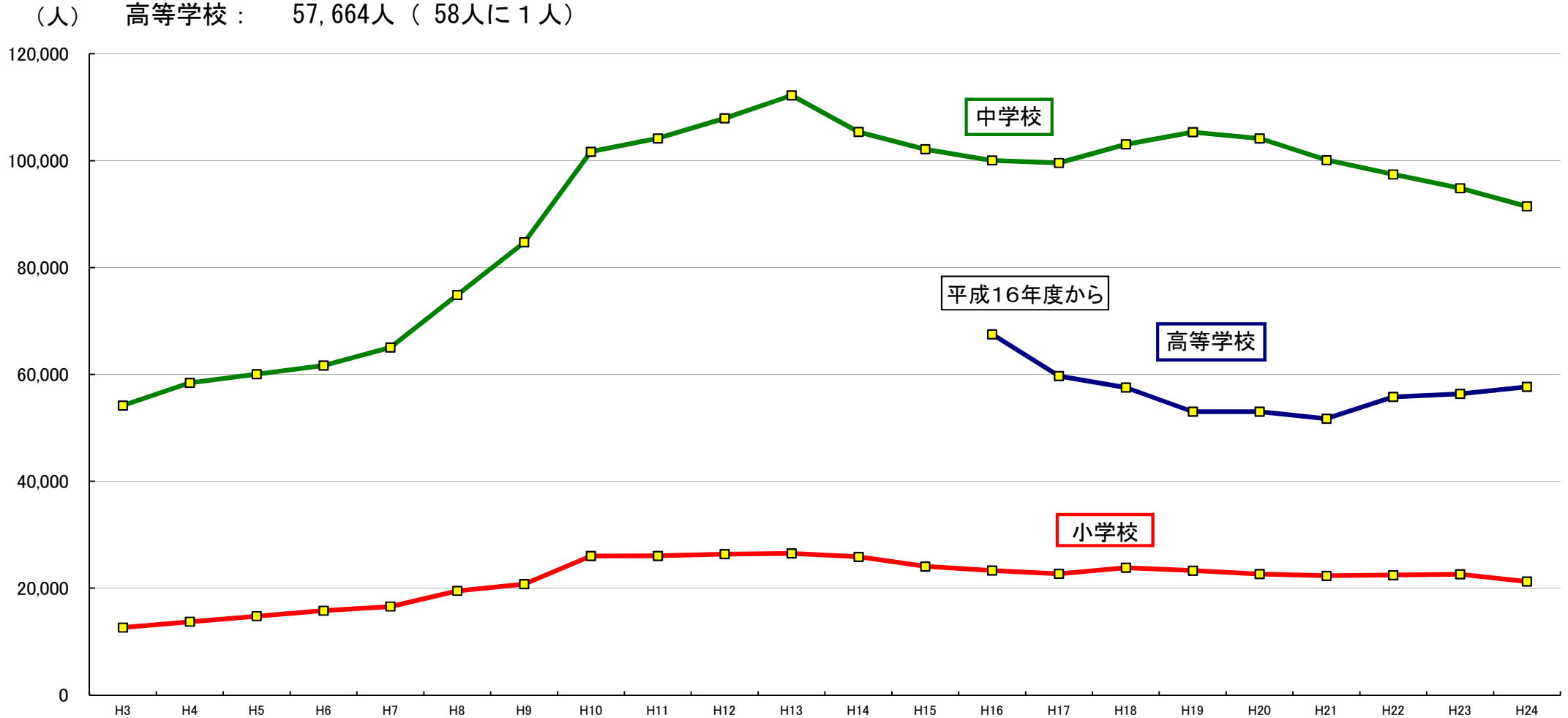
(※) 学習時間には、学習塾や予備校、家庭教師との学習時間を含む

【調査概要】 高校2年生（普通科）4464人を対象に、全国4地域（東京・東北・四国・九州地方の都市部と郡部）で実施。  
Benesse教育研究開発センター「第4回学習基本調査」

# 不登校児童生徒数の推移

高校においても、不登校児童生徒数は一定数存在する。

平成24年度：170,353人（前年度173,819人）  
 小学校：21,243人（318人に1人）  
 中学校：91,446人（39人に1人）  
 高等学校：57,664人（58人に1人）



(注1) 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者」

(注2) 平成22年度調査結果には、東日本大震災の影響により回答不能であった学校等は含んでいない。

(注3) 国公立を対象。

文部科学省 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果

# 高等学校における理由別長期欠席者数

理由別長期欠席者数				
不登校	経済的理由	病気	その他	計
55,657	2,281	12,792	13,235	83,965
66.01% (1.67%)	2.77% (0.07%)	15.02% (0.38%)	15.81% (0.40%)	100.00% (2.53%)

※ ( )内については、在籍者数(3,324,772人)に占める割合

(注1)年度間に連続又は断続して30日以上欠席した生徒のうち不登校を理由とする者について調査。

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由による者を除く)をいう。

(注2)在籍者数は、平成25年5月1日現在。